

大館市定住奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に定住する意思をもって大館市空き家バンク制度実施要綱(平成24年6月1日施行)の規定により大館市空き家バンクに登録された住宅(以下「登録住宅」という。)を取得し転入した者に対し、予算の範囲内において大館市定住奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することにより、本市への定住を促進し、定住人口の安定・確保及び空き家の有効活用の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住を前提にして居住する意思をもって住民基本台帳に登録(以下「住民登録」という。)をし、かつ、その生活基盤が大館市内にあることをいう。
- (2) 商品券 大館商工会議所が発行するBuyおおだて商品券をいう。

(対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、登録住宅を購入した者のうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 転入した日から3年を経過していないこと。
- (2) 転入前の住所が県外であること。ただし、県内から市へ転入した者の内、転入前3カ月以内に県外から県内へ転入していた者については、県外からの転入者として取り扱う。
- (3) 現に当該住宅に居住し住民登録していること。
- (4) 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていないこと。
- (5) 国、県又はその他の地方公共団体等から同一の補助金等の交付を受けていないこと。

(奨励金の交付)

第4条 奨励金の額は、別表に定める対象経費の合計額相当分(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、前条に規定する対象者が単身で転入した場合は15万円、2人以上の世帯で転入した場合は30万円を上限に交付する。ただし、その全部又は一部をその額に相当する額面の商品券により交付することができる。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大館市定住奨励金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、登録住宅を購入した日から1年以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し(続柄の記載されたもので、発行の日から3か月以内のものに限る。)
- (2) 県内から転入した者においては、市へ転入する前3か月以内に県外から転入していたことを証する書類(住民票の除票、戸籍附票など)

- (3) 領収書等対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し
- (4) 登録住宅を購入したことが確認できる書類(当該住宅の売買契約書、名義変更後の当該住宅の登記事項証明書など)の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査して交付の可否を決定し、大館市定住奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 7 条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が奨励金の交付を請求するときは、交付決定を受けた年度に属する 2 月末日までに、大館市定住奨励金交付請求書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の受領)

第 8 条 交付決定者が第 4 条ただし書の規定により商品券による奨励金の交付を受けたときには、大館市定住奨励金受領書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第 9 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付決定を取り消し、大館市定住奨励金交付決定取消通知書(様式第 5 号)により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 奨励金の交付申請に虚偽があったとき。
 - (2) 国、県又はその他の地方公共団体等から同一の補助金等の交付を受けたとき。
- 2 第 4 条ただし書の規定により商品券による奨励金の交付を受けた場合には、前項の規定により返還を求める金額は、交付を受けた商品券の額面相当額とする。

(返還請求)

第 1 0 条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対し、期限を定めて、当該奨励金の全額に相当する額の返還を命じることができる。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第 3 条の規定は、施行日以後に転入した者について適用し、施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正後の第 4 条ただし書の規定は、施行日前に転入した者に係る奨励金についても適用することができる。

4 この要綱による改正後の第 5 条の規定は、施行日以後に転入した者について適用し、施行日前に転入した者については、なお従前の例による。ただし、施行日前に転入した者は、改正前の第 5 条の規定にかかわらず、同条の規定による申請を平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに行わなければならない。

附則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第 3 条及び第 5 条第 1 項第 2 号の規定は、施行日以後に転入した者について適用し、施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表

対象経費	1 . 取得した登録住宅への転居に際し、引っ越し事業者等へ支払った経費 2 . 取得した登録住宅への転居に際し、当該住宅に残存する家財等の不用物品の処分に要した経費。 3 . 登録住宅の購入に際し不動産事業者へ支払った仲介手数料 4 . 登録住宅等の名義変更の際に司法書士へ支払った経費 5 . その他、必要と認められる経費
------	--